

第九十五回国

参議院

行財政改革に関する特別委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、連合審査会

會議録第一号

昭和五十六年十一月二十四日(火曜日)
午前十時二十分開会

出席者は左のとおり。

行財政改革に関する特別委員会

委員長 玉置 和郎君
理事

委員

江島 淳君
大木 浩君
梶原 清君
楠 正俊君
後藤 正夫君
関口 恵造君
谷川 寛三君
成相 善十君
藤井 孝男君
稲山 篤君
志苦 裕君
鈴木 和美君
本岡 昭次君
安恒 良一君
和泉 照雄君
塩出 啓典君
山中 郁子君
柳澤 鍊造君
森田 重郎君
内閣委員会
委員長 遠藤 要君

理事

委員

地方行政委員会
委員長 理事

委員

大蔵委員会
委員長

伊江 朝雄君
林 進君
矢田部 理君
柄谷 道一君
板垣 正君
源田 実君
堀江 寛子君
片岡 勝治君
野田 哲君
山崎 昇君
峯山 昭範君
秦 豊君
上條 勝久君
亀長 友義君
名尾 良孝君
志苦 裕君
伊藤 郁男君
岩上 二郎君
金井 元彦君
後藤 正夫君
小谷 守君
小山 一平君
佐藤 三吾君
和泉 照雄君
大川 清幸君
神谷信之助君
美濃部亮吉君
河本嘉久蔵君

理事

委員

國務大臣

法務大臣 奥野 誠亮君
外務大臣 園田 直君
大蔵大臣 渡辺美智雄君
文部大臣 田中 龍夫君
厚生大臣 村山 達雄君
農林水産大臣 亀岡 高夫君
通商産業大臣 田中 六助君
運輸大臣 塩川正十郎君
郵政大臣 山内 一郎君
労働大臣 藤尾 正行君
建設大臣 齊藤滋与史君
自治大臣 安孫子藤吉君
内閣官房長官 宮澤 喜一君
内閣府総務長官 中山 太郎君
沖繩開発庁長官 中曾根康弘君
行政管理局長

政府委員

國務大臣 (北海道開発庁長官) 原 健三郎君
國務大臣 (国土庁長官) 大村 襄治君
防衛庁長官 河本 敏夫君
國務大臣 (経済企画庁長官) 中川 一郎君
科学技術庁長官 鯨岡 兵輔君
内閣総理大臣官房同和对策室長 水田 努君
総理府人事局長 山地 進君
警察庁長官 三井 椿君
警察庁刑事局長 中平 和水君
行政管理庁行政監察局長 中 庄二君
防衛庁長官官房長 夏目 晴雄君
沖繩開発庁総務局長 美野輪俊三君
外務省北米局長 淺尾新一郎君
外務省経済協力局長 柳 健一君
外務省条約局長 栗山 尚一君
大蔵大臣官房審議官 水野 繁君
大蔵大臣官房審議官 水野 勝君
大蔵省主計局次長 窪田 弘君
文部大臣官房長 鈴木 敷君
農林水産大臣官房長 角道 謙一君
運輸省鉄道監督局長 杉浦 喬也君

運輸省自動車局長 飯島 篤君
 自治大臣官房審議官 小林 悦夫君
 自治省行政局長 砂子田 隆君
 自治省財政局長 土屋 桂昭君
 自治省税務局長 関根 則之君

事務局側
 常任委員会専門員 鈴木 源三君
 常任委員会専門員 伊藤 保君

本日の会議に付した案件
 ○行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

〔行財政改革に関する特別委員長玉置和郎君委員長席に着く〕

○委員長（玉置和郎君） ただいまから行財政改革に関する特別委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会を開会いたします。先例によりまして、私が連合審査会の会議を主宰いたします。

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。山崎昇君。

○山崎昇君 まず第一に、私は、総理の出席を強く要請いたしておりましたが、出席のないことはきわめて遺憾でございます。

そこで、総理がおりませんが、官房長官に内閣を代表しまして三点ほど質問をしておきたいと思っております。

第一点は、今月の四日、この行財政改革特別委員会の冒頭において、社会党が法務大臣の言動に

昭和五十六年十二月一日印刷

関しまして罷免要求をいたしましたけれども、その後政府の態度が不明確であります。一体政府は、この法務大臣の扱いについてどういうやり方をとろうとするのか、これが第一点。

第二点は、八月の七日に人事院勧告が出されましたが、本日まですでに百十日を経過いたしておりますが、これまたきわめて政府は行革と絡めまして政治的な扱いに終始をして、今日まで態度が不明確であります。この点もまた、会期はあと四日しかございませんが、この人事院勧告についてどういう扱いをしようとするのか、第二点。

第三点は、先般、衆参両院で仲裁裁定を議決いたしました。その後、私どもは労使間の団体交渉がスムーズにいったるものと思っておりますが、どうも手当等の問題については、政府の横やり等があるのかどうかわかりませんが、国交が行き詰まっているとも聞いておりますが、この仲裁裁定の扱いについても政府は誠意がないのではないかと、こう考えておりますが、この三点について官房長官の見解を求めたいと思っております。

○國務大臣（宮澤喜一君） 第一の法務大臣に関する問題でございますが、これにつきましては総理大臣から、自分を含め関係閣僚は言動に慎重でなければならぬという所信を国会に対して申し上げておりますが、罷免要求云々につきましては、総理はそういう考えを持っておられないと考えております。

第二に、人事院勧告の問題でございますが、八月七日に勧告がございまして、今日まで給与関係閣僚会議で何度が協議を続けております。協議の内容につきましては、すでに先日の委員会でも総理からお答えをしておりますので省略をいたしますが、この段階になりましたら、現実にも年末も迫っております。従来から大蔵大臣が主として財政の立場から、非常にこの勧告の実施が困難である、もしいまの財政で考えるのであれば一月実施、しかも手当、ボーナス等については旧ベースということにならざるを得ない、財政の立場から言えばそうなるということを開僚会議で言ってきた

ておられますが、先週私から、この問題につきましてまいりますと、今週中に給与関係閣僚会議を開きまして最終的に決定をする必要があるであろう、それについては、従来大蔵大臣の御主張は御主張としてよく了解をしておるけれども、なかなかそれで給与関係閣僚会議はまとまりにくいように思われる、したがって、そのお立場について御再考を願えないかということをお先週大蔵大臣に申し上げたところでございます。したがって、この問題につきましては、そういう立場に立って今週中に給与関係閣僚会議を開きまして最終の結論を出したい、そういうふうな考えを努力をいたしております。

第三の仲裁裁定の問題でございますが、これは両院におきまして仲裁裁定をそのとおり実行することについてすでに議決をいただいております。裁定の内容につきましては、したがって配分交渉が順調に進んでおるものと承知をいたしております。

なお、その関連で、手当の問題について必ずしもそうではないのではないかという仰せがございましたが、これは察しますところ、人事院勧告のうち期末手当をどのようにするかということにつきましては政府が最終の態度を決定いたしております。したがって、それとの関連におきまして、これは仲裁裁定の内容ではございませんから、したがって、国交の立場においてどうするかということにつきましては、経営側、公社側がなお人事院勧告の帰趨を見守っておる、こういうことであらうと考えております。

○山崎昇君 いま官房長官から答弁ありましたが、いずれも誠意を認めるわけにはまいりませんが、このまま私はこの重要な行革の質疑を行うということはきわめて不適当だと考えますから、したがって、本日、これから委員長におきましては理事会等で、いまの答弁等も関連いたしまして、この問題が明確になった後で質問をさせていただきます。そういう意味で質問は保留をさせていただきます。（発言する者多し）

（休憩後開会に至らなかった）

午前十時三十二分休憩
 （休憩後開会に至らなかった）

昭和五十六年十二月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D